

○宜野湾市公募型指名競争入札実施(試行)要領

令和2年10月20日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、測量等建設コンサルタント業務(以下「工事等」という。)の契約の相手方を決定するに当たり、受注する能力及び入札参加意欲のある者の受注機会の拡大を図るため、あらかじめ入札参加を希望する者を募り、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式(以下「公募型指名競争入札」という。)を実施する場合の手続について、宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号)及び宜野湾市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程(昭和53年宜野湾市訓令第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 公募型指名競争入札の実施対象事業は、建設工事は、設計価格1,000万円以上、測量等建設コンサルタント業務は、設計価格500万円以上とする。

(入札参加資格要件の審査等)

第3条 事業担当課長は、公募型指名競争入札の方法により工事等が発注しようとするときは、公募型指名競争入札参加資格要件審査依頼書により、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号。以下「規程」という。)第3条に定める第1審査委員会において、入札参加資格要件の審査に付さなければならない。

2 第1審査委員会は、前項の規定により審査した結果を、公募型指名競争入札参加資格要件審査結果通知書により事業担当課長に通知するものとする。

(公告及び周知)

第4条 公募型指名競争入札により入札を行うときは、公募内容を公告及び市ホームページに掲載し周知するものとする。

2 公募内容は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 入札に付す事項(工事名、工事場所、工期、概算額、工事の概要等)

- (2) 入札参加希望者の要件
 - (3) 入札参加申請書(以下「参加申請書」という。)等の提出期限、場所
 - (4) 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧方法等
 - (5) 契約条件等(入札・契約保証金、前払・部分払の有無)
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- (入札参加希望者の要件)

第5条 入札参加希望者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 指定業種が、指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 入札執行日までの間に、規程第11条による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合にあつては、前2号のほか、宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱(試行)要領(令和2年宜野湾市告示第145号)を満たしていること。
- (4) 事業担当課が定めた要件を満たしていること。(指定業種、格付等級、技術者資格要件、工事实績等)

(入札の参加申請)

第6条 入札参加希望者は、参加申請書に次に掲げる事項の書類を添えて、指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 類似工事等実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) 共同企業体の場合においては、前2号の書類を構成員ごとに添付するほか、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 共同企業体結成届出書
 - イ 共同企業体協定書
 - ウ 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 工事等の内容によっては、必要に応じて前項各号の書類を省略できるものとする。

3 参加申請書の提出期限の設定は、設計図書等の閲覧を開始する日の翌日から起算しておおむね7日間とする。ただし、宜野湾市の休日を定める条例(平成3年宜野湾市条例第16号)第1条に定める日を除く。

4 前項の規定による申請があったときは、申請書に受付印を押印し、その写しを申請者に交付する。

(選定及び結果通知)

第7条 事業担当課は、前条第1項の参加申請書を受理したときは、参加資格等を審査し、選定結果を申請者へ通知するものとする。

(指名通知)

第8条 市長は、前条の審査において適格と認める者(以下「適格者」という。)には、入札の執行について通知するものとする。ただし、適格者が1者の場合はこの限りでない。

(入札の無効)

第9条 入札参加希望者の要件に該当しない者、虚偽の申請を行った者及び競争入札参加者心得において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月10日告示第33号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宜野湾市公募型指名競争入札実施(試行)要領の規定は、この告示の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前に公告したものについては、なお従前の例による。